

監 査 報 告 書

令和8年6月10日

学校法人 日本財団ドワンゴ学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人 日本財団ドワンゴ学園

監 事 霧生 肇 ⑩

監 事 渡辺 伸行 ⑩

私たちは、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人日本財団ドワンゴ学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 各監事は、理事、教学組織の長及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告書に記載されている法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する理事会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、研究費の管理状況を含め、理事及び内部監査室等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、令和7年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録、事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 会計監査人の職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制は相当であると認めます。

(2) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会の決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。

以 上